令和3年度第1回甲賀市少年センター協議会　次第

日時：令和3年（2021年）11月2日（火）
13：30～15:30
場所：あいこうか市民ホール　練習室3

1. 開　会
　市民憲章唱和

2. 委嘱状交付

3. あいさつ

4. 委員自己紹介
　・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿 ・・ 資料1

5. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について
　・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針 ・・ 資料2

6. 報告
　(1)　甲賀警察署管内の状況
　(2)　甲賀公共職業安定所管内の就労状況

7. 議事
　(1)会長の選任について
　(2)令和2年度甲賀市少年センター活動状況について ・・ 資料3
　(3)令和3年度甲賀市少年センター活動状況について ・・ 資料4

8. 意見交換

9. その他

10. 閉会

［ 添付資料 ］
　・ 甲賀市少年センター条例 ・・ 資料5
　・ 甲賀市少年センター条例施行規則 ・・ 資料6

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に　　あなたも仲間
いろどる山河と　　生きいき文化
こぼれる笑顔に　　応える安心
うみだす活力　　受けつぐ伝統
かがやく未来に　　鹿深の夢を

資料１

甲賀市少年センター協議会委員名簿

No.	機　関　名	職　名	氏　名	委嘱日	任　期
1	甲賀警察署生活安全課	課　長	坂下　恵司	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
2	甲賀市保護司会	会　長	中本　欽三	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
3	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理　事	瀧井ちづる	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
4	甲賀市更生保護女性会	会　長	辻　好子	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
5	甲賀市少年補導(委)員会	会　長	林　善彦	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
6	甲賀市青少年育成市民会議	会　計	中井れい子	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
7	甲賀市区長連合会	副会長	吉田　昌孝	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
8	甲賀市ＰＴＡ連絡協議会	顧　問	戎脇　浩	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
9	甲賀市小学校校長会 (希望ケ丘小学校)	校　長	今宿　国夫	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
10	甲賀市中学校校長会 (水口中学校)	校　長	井用　重喜	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
11	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立水口高等学校)	校　長	平井　忠美	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
12	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	稲田　晃一	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
13	市民環境部生活環境課	課　長	前田　三嗣	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
14	こども政策部	次　長	細井喜美子	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30
15	教育委員会事務局学校教育課	課　長	前田　正	R3.10.1	R3.10.1～R5.9.30

資料２

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

（趣旨）

第１条　この指針は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

（附属機関の範囲）

第２条　前条に規定する附属機関の範囲は、法第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第４条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

（会議の公開の基準）

第３条　会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（１）　非公開とすることについて法令等に規定されている場合

（２）　甲賀市情報公開条例（平成１６年甲賀市条例第１５号。以下「公開条例」という。）第６条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合

（３）　会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

（公開又は非公開の決定）

第４条　会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

２　附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

（公開の方法等）

第５条　会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

（１）　会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

（２）　会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

（３）　傍聴者の定員は５人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（４）　傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。

（５）　傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第６条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。

（６）　会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第６条　会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

（１）　次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア　人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ　酒気を帯びていると認められる者

ウ　鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ　笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ　アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（２）　会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア　写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ　会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ　大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ　みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ　飲食又は喫煙しないこと。

カ　携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ　アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３）　会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４）　傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第７条　附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の７日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第１号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（１）　会議の名称

（２）　開催日時

（３）　開催場所

（４）　議題

（５）　公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６）　傍聴者の定員

（７）　傍聴手続

（８）　問い合わせ先

（９）　その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第８条　附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね１月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第２号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（１）　会議の名称

（２）　開催日時

（３）　開催場所

（４）　議題

（５）　公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６）　出席者

（７）　傍聴者数

（８）　会議資料

（９）　議事の結果概要

（１０）　その他必要な事項

２　第３条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

（その他）

第９条　会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

（委任）

第１０条　この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付　則

この指針は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第１号（第７条関係）

会議の開催案内	
１．会議の名称	
２．開催日時	年　　月　　日（　） 時　　分から
３．開催場所	
４．議題	
５．公開又は非公開の別	□　公開 □　一部公開 □　非公開 （一部公開・非公開の理由）
６．傍聴者の定員	人
７．傍聴手続	
８．問い合わせ先	
９．その他	

様式第２号（第８条関係）

会議の概要報告	
１.会議の名称	
２.開催日時	年　　月　　日（　） 時　分～　時　分
３.開催場所	
４.議題	
５.公開又は非公開の別	□　公開 □　一部公開 □　非公開 （一部公開・非公開の理由）
６.出席者	
７.傍聴者数	人
８.会議資料	
９.議事の結果概要	
１０.その他	

資料３

令和２年度 少年センター活動状況（R2.4～R3.3）

（１）街頭補導活動

巡回補導延べ回数（内補導委員会計画活動）		増　減	活動延べ人数	増　減	補導少年	増　減
R2 年度	１６６回（４７回）	－３１％（－74 回）	５４２人	－３７％（－318 人）	１４５人	－７２％（－383 人）
H31 年度	２４０回（６４回）		８６０人		５２８人	

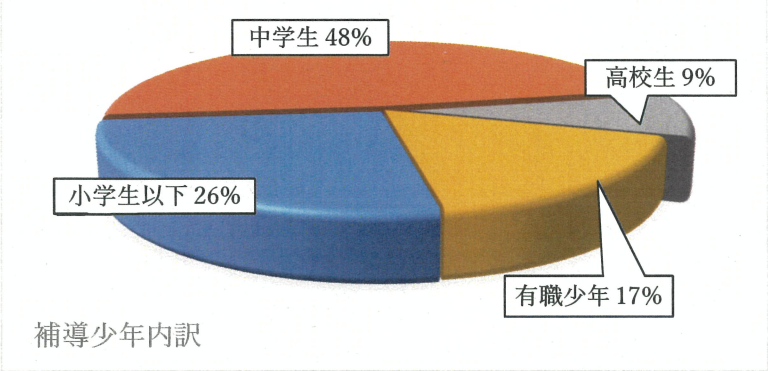

※新型コロナウイルス感染症対策における不要不急の外出自粛要請のため、年度当初から子どもの姿を見るのが少なくなりました。また、少年補導委員、少年センター職員による街頭補導活動も自粛したことなどにより、巡回補導回数、補導少年(愛の一声)も大幅に減少する結果となりました。

●少年センターが主体となった巡回補導

※合同街頭補導(少年補導委員会・関係機関等)については、新型コロナウイルス感染症対策により、８月まで中止しました。９月以降については、再開したものの時間を短縮し、現地集合・現地解散としました。

※「愛の一声」犯罪行為や不良行為ではありませんが、非行の芽・兆候が見られる少年に予防的な意味合いで行う声かけを言います。

小：小学生 中：中学生 高：高校生 有：有職少年 無：無職少年（内女子）

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	備　　考
4	１７日(金)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	１８日(土)	14:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	１９日(日)	14:10	センター巡回補導	信楽町内量販店、駅、公園等
	２０日(月)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	２２日(水)	15:00	センター巡回補導	信楽・水口町内公園等
	２４日(金)	14:30	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等
	２６日(日)	14:30	センター巡回補導	土山・水口町内公園等
	３０日(木)	15:45	センター巡回補導	甲南町内公園等
5	１日(金)	15:40	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
	２日(土)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	３日(日)	15:00	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※小：１
	７日(木)	14:50	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※高：１
	１１日(月)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	備　　考
5	１２日(火)	14:15	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※小：１
	１３日(水)	14:40	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	１４日(木)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	１５日(金)	10:15	センター巡回補導	甲南町内公園等
		14:15	センター巡回補導	信楽・甲南・水口町内公園等
	１８日(月)	14:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	１９日(火)	10:10	センター巡回補導	水口町内小学校区通学路等 ※小：1 中：1(1)
		14:00	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	２０日(水)	14:00	センター巡回補導	甲南・信楽町内公園、駅等
	２５日(月)	10:45	センター巡回補導	甲南町内公園、駅等
	２６日(火)	10:10	センター巡回補導	水口町内小学校区通学路等 ※小：４(１)
	２８日(木)	15:00	センター巡回補導	甲南町内量販店、ため池等 ※中：１
6	１日(月)	15:10	センター巡回補導	甲南・水口町内 ※小：３ 中：４(2) 高：3(3)
	２日(火)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	４日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※中：６(４)
	８日(月)	15:30	センター巡回補導	水口町内小学校区通学路等 ※小：２
	１０日(水)	14:40	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：３ 中：２(２)
	１１日(木)	15:35	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：１ 中：５(２)
	１２日(金)	15:40	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※小：１
	１５日(月)	16:00	センター巡回補導	水口町内 ※小：３ 中：２(２)
	１７日(水)	14:45	センター巡回補導	甲南・水口町内 ※小：１　中：３(３)
	１８日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：１
	１９日(金)	15:40	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	２２日(月)	15:40	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：１ 中：２(２)
	２３日(火)	15:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：１
		17:15	センター巡回補導	水口町内公園等(地域情報により)
	２５日(木)	15:40	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：１
	２６日(金)	16:20	センター巡回補導	水口町内公園等
	３０日(火)	14:45	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
7	１日(水)	10:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
		13:00	センター巡回補導	信楽町内駅、公園等 ※有１(１)
	２日(木)	10:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	９日(木)	10:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１０日(金)	10:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
8	１７日(月)	14:30	センター巡回補導	信楽・甲南町内量販店、公園等
	１８日(火)	14:00	センター巡回補導	信楽・甲南町内 ※小：１(１)　中：３(３)

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	備　　考
8	１９日(水)	13:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	２０日(木)	12:45	センター巡回補導	甲南町内公園等
	２７日(木)	15:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、釣り場等 ※小：１
9	３日(木)	15:15	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、釣り場等 ※小：１
	４日(金)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等
		19:10	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※小：２
	１０日(木)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、釣り場等
	１６日(水)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、釣り場等
	１７日(木)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等
		19:10	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	１８日(金)	15:35	センター巡回補導	水口町内公園、釣り場等
	２４日(木)	15:30	合同街頭補導	信楽町内下校指導等 ※中：４（１）高：２（１）
	２８日(月)	15:30	センター巡回補導	水口町内釣り場 ※小：１
	３０日(水)	15:40	センター巡回補導	水口町内釣り場 ※小：１
１０	２日(金)	14:00	センター巡回補導	水口町内釣り場等
	６日(火)	10:50	センター巡回補導	甲南町内公園等
		15:15	センター巡回補導	甲南町内学校、公園等
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※中：２(2) 高：１(１)
		19:10	センター巡回補導	甲南町内公園等
	７日(水)	11:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１２日(月)	13:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	１４日(水)	15:30	合同街頭補導	甲南町内量販店、通学路等 ※小：３
		16:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	２１日(水)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店ならびに周辺
		19:20	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	２３日(金)	16:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
	２９日(木)	13:30	センター巡回補導	水口町内釣り場等
１１	２日(月)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店ならびに周辺
	４日(水)	13:30	合同街頭補導	信楽町内下校時の声かけ・見守り活動
	５日(木)	10:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１３日(金)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店ならびに周辺
		19:20	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等
	１８日(水)	15:20	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	２４日(火)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店ならびに周辺
		19:20	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	３０日(月)	13:40	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	備　　考
１２	３日(木)	13:20	センター巡回補導	水口町内公園等
	７日(月)	15:00	合同街頭補導	信楽町内下校時の声かけ・見守り活動
	９日(水)	15:30	センター巡回補導	甲南町内量販店ならびに周辺
	１１日(金)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店ならびに公園等
		19:20	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	１８日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店ならびに周辺
		19:20	センター巡回補導	水口・甲南町内ならびに周辺
	２２日(火)	15:30	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	２４日(木)	14:00	センター巡回補導	水口町内公園等
１	８日(金)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※中：２(２)
	１０日(日)	13:00	成人式式典会場	水口・甲南会場 ※有：１９(５)
	１２日(火)	13:30	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	１４日(木)	15:30	合同街頭補導	量販店ならびに小学校下校声かけ・見守り活動
		16:10	センター巡回補導	水口町内公園等
	２０日(水)	15:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※中：８(３) 高：２ 有：１
		16:10	センター巡回補導	甲南町内公園等
２	４日(木)	15:30	合同街頭補導	量販店ならびに小学校下校声かけ・見守り活動
		16:10	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１２日(金)	15:00	センター巡回補導	量販店等ならびに小学校下校声かけ ※中２(２)
	１５日(月)	15:30	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※中２(２)
	１６日(火)	15:10	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１７日(水)	14:00	センター巡回補導	甲南・甲賀・土山町内(田村神社厄除大祭)
	１８日(木)	15:30	合同街頭補導	水口町内量販店、ゲームセンター等 ※中：２
		16:00	センター巡回補導	水口町内公園等
３	１日(月)	15:30	合同街頭補導	信楽町内中学校下校声かけ・見守り活動
		16:30	センター巡回補導	水口町内カラオケ店等
	３日(水)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等 ※中：１
	４日(木)	15:30	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	５日(金)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	１０日(水)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等
		19:20	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	１１日(木)	15:15	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等 ※中：４
	１９日(金)	13:50	センター巡回補導	水口町内量販店、甲南町内公園等
	２２日(月)	13:10	センター巡回補導	甲南町内公園等

（2）少年相談受理状況

○ 相 談 件 数 延べ 1，４９３件　（前年度延べ８８０件）

※コロナ禍においても、相談受理件数が前年度の 1.7 倍(＋613 件)と大幅に増加しました。

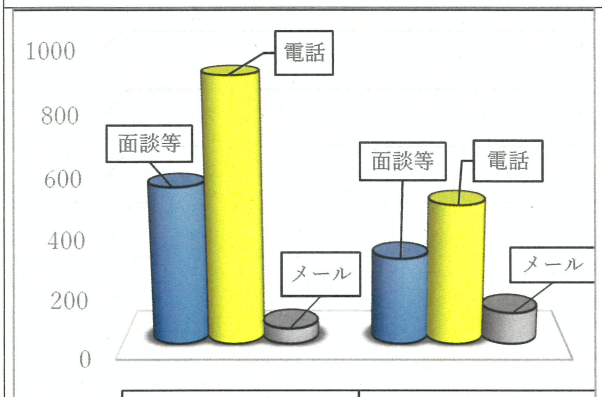

	R2年度	H31年度
面談等	537	295
電話	903	477
メール	53	108

相談者内訳	R2 年度	H31 年度	増　減
本　　人	５３５	４７１	６４
家　　庭	１５２	５３	９９
学　　校	３９３	１５７	２３６
他機関等	４１３	１９９	２１４
対象少年学職	**R2 年度**	**H31 年度**	**増　減**
小 学 生	２９０	９２	１９８
中 学 生	４６８	２７８	１９０
高 校 生	２３８	６６	１７２
学生その他	１８	２	１６
有職少年	４１３	３７４	３９
無職少年	６６	６８	－　２

※新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、電話相談が 903 件で全体の 60.4%を占め、前年度比 1.9 倍になりました。

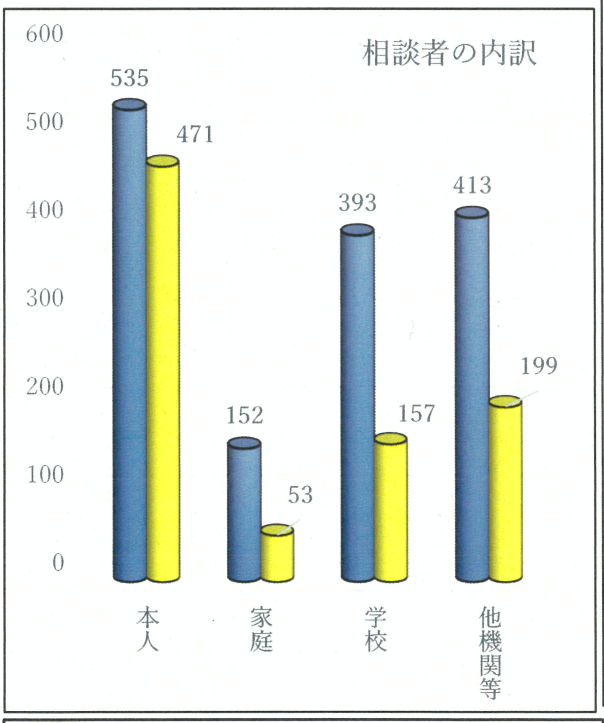

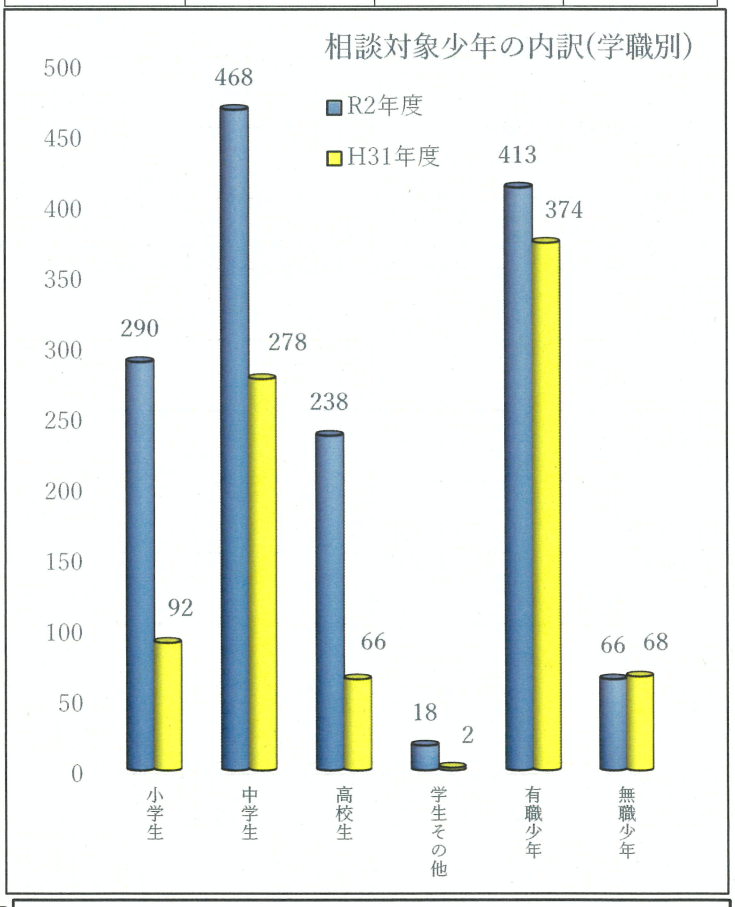

※相談者の内訳では、家庭からの相談が 152 件で前年度比の 2.9 倍、学校からが 393 件で 2.5 倍、他機関等からが 413 件で 2 倍となるなど、家庭・学校・他機関等からの相談が大幅に増加しました。

※相談対象別では、高校生が 238 件で、前年度比 3.6 倍と急増し、続いて小学生が 290 件で 3.2 倍、中学生が 468 件で 1.7 倍と大幅に増加しました。学生その他の区分については、少年ではなく対象外の成人(一般市民)からの相談受理件数を表しています。

※主な行為別相談内容

非行相談													
類型	盗癖窃盗	暴力行為	校内暴力	家庭内暴力	たかり恐喝	飲酒	喫煙	家出	深夜はいかい	金銭乱費	道交法違反	怠学	累計
R2	12	46	84	111	15	1	2	102	3	9	11	0	396
H31	3	38	24	4	3	0	27	8	1	34	10	11	163
増減	9	8	60	107	12	1	−25	94	2	−25	1	−11	233

非行相談以外の相談														
類型	不登校	学校学業	就職仕事	家庭	しつけ生活	交友	性	発達障害	心の病	いじめ	虐待	有害環境	その他	累計
R2	168	147	69	10	565	50	9	16	5	10	32	0	16	1,097
H31	7	140	61	0	414	9	2	0	8	49	8	2	17	717
増減	161	7	8	10	151	41	7	16	−3	−39	24	−2	−1	380

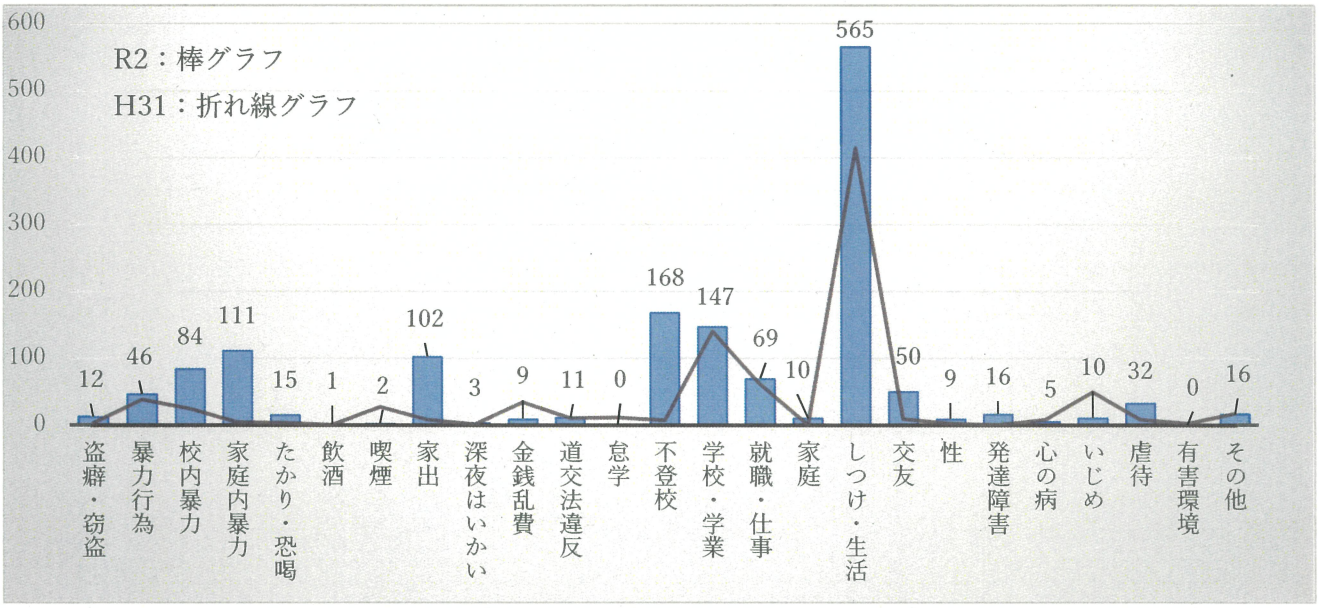

1. 結果

令和２年度は、新型コロナウイルス感染防止対策や国から示された「新しい生活様式」等により、相談件数の減少が予測されましたが、予想に反し、休業中であった学校が再開された６月以降より急増し、この年度末まで継続しました。特に「非行相談」は 396 件(前年度比 2.4 倍)に上りました。また、対象少年別では、小・中・高生が合計 996 人で相談件数の 66.7%を占める結果になりました。

2. 増減理由

相談件数の増加傾向は新年度に入った４月からすでに始まってきており、内容的には暴力行為、家庭内暴力、盗癖・窃盗、家出など「非行相談」の増加が顕著となっています。これは各学校が休業状態となった時期と一致し、自宅で過ごす時間が長くなりストレスによる保護者等とのトラブルが増えたことが要因の一つと考えられます。また、学校・関係機関でも問題行動や課題に対し、対応が長期化する傾向が見受けられました。

3. 今後の対策

・コロナ禍の終息が見通せない中ではあるが、広報、啓発活動の強化による市民への「少年センター」の存在をさらに周知させるとともに、相談者に寄り添った丁寧な対応を心掛ける。

・学校、関係機関等に対する訪問活動をさらに強化し、抱えておられる問題を共有して連携しながら、早期解決に向けた対応を推進する。

（3）環境浄化活動

※新型コロナウイルス感染症対策により、立入調査を４月から６月までと８月は中止しました。

月	日（曜日）	時間	事業内容	備　　考
7	６日(月)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店(７店舗) 包括指定該当図書４冊購入 陳列指導３店舗
	２２日(水)	13:30	有害図書等立入調査	コンビニ店(６店舗) DVD 等量販店(３店舗) ネットカフェ等複合店(１店舗) 陳列指導等５店舗
9	８日(火)	14:40	有害図書等立入調査	コンビニ店(3 店舗) 書店(２店舗) 量販店(1 店舗) 包括指定該当図書４冊購入 陳列指導２店舗 図書コーナー撤去１店舗
	２９日(火)	13:00	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(5 店舗) 書店(1 店舗) 量販店(2 店舗) 刃物類取扱店(1 店舗) 小売店(1 店舗) 年齢確認等指導５店舗 参考図書１冊購入
１０	５日(月)	13:00	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(6 店舗) 量販店(7 店舗) 包括指定該当図書２冊購入 陳列・年齢確認等指導(3 店舗)
	６日(火)	20:00	図書等取扱店 県下一斉立入調査	DVD 等取扱量販店(1 店舗) 年齢確認等指導 店名・営業時間・店形態変更
	１３日(火)	13:40	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(5 店舗) 量販店(5 店舗) カラオケ店(1 店舗) 刃物類取扱店(1 店舗) 包括指定該当図書１冊購入 陳列・年齢確認等指導７店舗
	１５日(木)	14:10	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(8 店舗) 量販店(1 店舗) 刃物類取扱店(3 店舗)　陳列指導５店舗
	１９日(月)	14:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(4 店舗)　DVD 等取扱店(2 店舗) 刃物類取扱店(4 店舗) カラオケ店(1 店舗) 包括指定該当図書１冊購入 陳列・年齢確認等指導８店舗
	２７日(火)	14:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(6 店舗) DVD 等取扱店(4 店舗) 刃物類取扱店(4 店舗) 陳列・年齢確認等指導３店舗
１１	１０日(火)	13:10	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(４店舗) DVD 等取扱店(２店舗) 刃物類取扱店(７店舗) 陳列・年齢確認等指導２店舗
	１１日(水)	13:10	図書等取扱店 県下一斉立入調査	刃物類取扱店(１店舗) 年齢確認等指導
1	１２日(火)	13:30	有害図書等立入調査	コンビニ店(７店舗) DVD 等取扱店(１店舗) 量販小売店(２店舗)

月	日（曜日）	時間	事業内容	備　　考
2	8日(月)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店(4店舗) 携帯電話等販売店(1店舗) 陳列指導2店舗　包括指定該当図書3冊購入 新規1店舗報告
	24日(水)	13:15	有害図書等立入調査	コンビニ店(4店舗) 量販小売店(1店舗) 陳列指導等2店舗　包括指定該当図書1冊購入
3	4日(木)	15:30	有害図書等立入調査	図書・DVD等取扱店(1店舗) セルフレジならびに自動貸出機有無調査

※その他、青少年に有害な環境に関しての資料、情報の収集を行い、青少年を取り巻く地域環境の把握と有害環境の浄化を図るための活動を実施。

※包括指定該当図書として購入した17冊すべてが、滋賀県青少年の健全育成に関する条例第11条第2項の規定に基づき、青少年に有害なものとして包括指定されました。前年度は16冊（21冊購入）の結果でした。

【包括指定】(条例抜粋)

次のものは、有害指定の告示がなくても有害な図書等となります。

○ 書籍又は雑誌等で、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交等の性行為の図面又は写真を掲載するページ（表紙を含む）が20ページ以上のもの又は総ページ数の5分の1以上を占めるもの

○ 電磁的記録媒体（DVD、ビデオテープ等）で全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交等の場面の時間が合わせて3分を超えるもの、又は当該場面の数が20以上のもの

（4）街頭啓発活動等

月	日（曜日）	時間	事　業　内　容	場　所
4	20日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターの役割について	あいコムこうか
—			広報紙「少年センターだより4・5月合併号」発行	関係機関等
5	18日(月)	6:00	「音声放送番組」新型コロナウイルス問題対応期間中における少年相談活動について	あいコムこうか
6	15日(月)	6:00	「音声放送番組」 不正大麻・けし撲滅運動と薬物乱用防止について	あいコムこうか
	—		広報紙「少年センターだより6月」発行	関係機関等
7	1～31日	—	「青少年の非行・被害防止強調月間」啓発物品配布	市内各施設内
	20日(月)	6:00	「音声放送番組」 青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間について	あいコムこうか
	—		広報紙「少年センターだより7月」発行	関係機関等
8	17日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターの諸活動について	あいコムこうか
9	21日(月)	18:45	「音声放送番組」少年相談や街頭補導状況から見たコロナ渦における親子間の在り方について	あいコムこうか
10	19日(月)	6:00	「音声放送番組」インターネットを含む青少年を取り巻く有害環境の浄化活動について	あいコムこうか

月	日（曜日）	時間	事　業　内　容	場　所
１１	１６日(月)	6:00	「音声放送番組」 滋賀県子ども・若者育成支援強調月間について	あいコムこうか
	１８日(水)	9:40	薬物乱用防止教室	甲南第二小学校
１２	８日(火)	13:40	薬物乱用防止教室	大原小学校
	１６日(水)	11:35	薬物乱用防止教室	佐山小学校
	１７日(木)	9:35	薬物乱用防止教室①	水口小学校
		10:40	薬物乱用防止教室②	水口小学校
		11:30	薬物乱用防止教室③	水口小学校
	２１日(月)	6:00	「音声放送番組」 青少年を特殊詐欺に加担させないために	あいコムこうか
１	１５日(金)	10:45	薬物乱用防止教室	油日小学校
		14:35	薬物乱用防止教室	信楽小学校
	１８日(月)	6:00	「音声放送番組」相談受理状況について	あいコムこうか
	２０日(水)	13:55	薬物乱用防止教室	小原小学校
	２１日(木)	13:35	薬物乱用防止教室	大野小学校
	２２日(金)	13:35	薬物乱用防止教室	土山小学校
２	２日(火)	10:40	薬物乱用防止教室	希望ヶ丘小学校
		14:00	薬物乱用防止教室	甲南中部小学校
	９日(火)	10:40	薬物乱用防止教室	伴谷小学校
	１０日(水)	13:30	薬物乱用防止教室	雲井小学校
	１５日(月)	6:00	「音声放送番組」インターネット関連について	あいコムこうか
	１９日(金)	9:35	薬物乱用防止教室①	貴生川小学校
		10:40	薬物乱用防止教室②	貴生川小学校
	２６日(金)	13:30	地域ふれあい事業（啓発しおり協同制作：生徒と補導委員）	土山中学校
３	１日(月)	9:35	薬物乱用防止教室①	柏木小学校
		10:40	薬物乱用防止教室②	柏木小学校
	９日(火)	10:40	薬物乱用防止教室①	伴谷東小学校
		11:30	薬物乱用防止教室②	伴谷東小学校
	１５日(月)	6:00	「音声放送番組」 コロナ禍で見えてくる甲賀市の子供たち	あいコムこうか

（５）各種会議、研修会、学校訪問等

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
４	３日(金)	13:10	協力企業訪問	市内企業
		13:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:45	中学校との情報交換	少年センター

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
4	6日(月)	9:35	関係機関等との情報交換	少年センター
	7日(火)	9:45	協力企業訪問	市内企業
	13日(月)	10:30	中学校との情報交換	少年センター
	14日(火)	18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	16日(木)	14:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	17日(金)	14:40	小学校との情報交換	少年センター
	21日(火)	10:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	23日(木)	10:45	中学校との情報交換	少年センター
	28日(火)	10:45	関係機関等との情報交換	少年センター
	30日(木)	11:30	関係機関等との情報交換	保護司会サポートC
5	1日(金)	9:00	中学校との情報交換	少年センター
	7日(木)	13:35	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	11日(月)	15:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:40	関係機関等との情報交換	少年センター
	12日(火)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	18日(月)	11:40	生徒指導学校支援	市内中学校
	19日(火)	10:40	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	20日(水)	14:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	22日(金)	10:00	協力企業訪問	市内企業
	25日(月)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	27日(水)	10:20	高等学校との情報交換	少年センター
	28日(木)	14:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	29日(金)	9:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:10	関係機関等との情報交換	少年センター
6	2日(火)	13:30	高等学校との情報交換	少年センター
	3日(水)	15:45	中学校との情報交換	少年センター
	4日(木)	13:45	高等学校等との情報交換	少年センター
	8日(月)	12:00	高等学校等との情報交換	少年センター
		14:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:40	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	9日(火)	10:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		13:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	11日(木)	14:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	12日(金)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	16日(火)	14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	信楽高等学校
	17日(水)	20:00	甲賀地区少年補導委員会	かふか生涯学習館

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
6	２４日(水)	10:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		13:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	２６日(金)	13:35	中学校との情報交換	少年センター
	２７日(土)	10:00	令和２年度甲賀警察署少年補導員、甲賀市少年補導委員永年勤続表彰、退任者感謝状贈呈式並びに新任少年補導(委)員研修会	碧水ホール
	２９日(月)	14:00	甲賀市・日野町・湖南市少年センター合同会議	湖南市
	３０日(火)	14:00	関係機関等との情報交換	保護司会サポートＣ
		15:00	関係機関等との情報交換	関係機関施設
7	１日(水)	14:00	中学校との情報交換	少年センター
		16:10	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	２日(木)	9:50	中学校との情報交換	少年センター
		16:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	６日(月)	10:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		10:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	７日(火)	14:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		14:30	学校訪問(情報交換)	市外高等学校等
		15:15	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
	９日(木)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校等
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	１０日(金)	9:40	学校訪問(就学指導観察会)	市内小学校
		11:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	１３日(月)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内中・高等学校
		13:30	中学校との情報交換	少年センター
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		15:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	１４日(火)	13:40	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		14:30	施設訪問(情報交換)	市内施設
		15:30	施設訪問(情報交換)	市内施設
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	鹿深ホール
	１５日(水)	10:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校等
		11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		17:15	拡大ケース会議	市内小学校
	１６日(木)	13:40	学校訪問(情報交換)	市内小学校

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
7	１６日(木)	14:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	１７日(金)	13:30	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		14:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:15	学校訪問(情報交換)	市内高等学校等
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		19:30	水口地区少年補導委員会	水口中央公民館
		19:30	甲南地区少年補導委員会	甲南公民館
	２０日(月)	13:20	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	２１日(火)	10:00	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		11:45	関係機関等との情報交換	少年センター
		13:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:00	学校問題行動対策連絡会議	市内小学校
	２２日(水)	9:45	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		17:00	中学校との情報交換	少年センター
		19:30	信楽地区少年補導委員会	信楽開発センター
	２７日(月)	9:45	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	２８日(火)	10:45	関係機関等との情報交換	少年センター
		11:00	関係機関等との個別問題行動対策検討会	水口中央公民館
		14:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		20:00	土山地区少年補導委員会	土山中央公民館
	３０日(木)	13:10	中学校との情報交換	少年センター
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		16:10	関係機関等との三者協議	関係機関施設
	３１日(金)	9:00	関係機関等との情報交換	少年センター
8	３日(月)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	４日(火)	13:40	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	５日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	長浜市
	７日(金)	9:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		10:00	就学支援①	市内
		13:35	関係機関等との情報交換	少年センター
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		16:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	１１日(火)	15:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	１９日(水)	10:00	就学支援②	市内
		15:00	学校問題行動対策連絡会議	市内小学校
	２０日(木)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
8	２４日(月)	16:00	個別ケース会議	甲賀市役所
	２５日(火)	9:30	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
		13:00	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		14:00	少年センター・あすくる職員等研修会	大津合同庁舎
	２６日(水)	10:00	就学支援③	市内
		13:30	小学校区健全育成協議会	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		17:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	２７日(木)	13:15	生活改善支援アー①（～14:50)	少年センター
	２８日(金)	11:00	生活改善支援アー②（～15:55)	少年センター
		14:15	中学校との情報交換	少年センター
9	１日(火)	10:00	就学支援④	市内
		14:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	鹿深ホール
	２日(水)	10:20	中学校との情報交換	少年センター
		11:10	①不登校児童支援(～17:10)	少年センター
	４日(金)	10:40	②不登校児童支援(～14:05)	少年センター
		12:10	高校との情報交換	少年センター
	７日(月)	10:10	③不登校児童支援(～14:20)	少年センター
		11:55	高等学校等との情報交換	少年センター
		16:00	学校問題行動対策会議	市内中学校
	８日(火)	10:00	就学支援⑤	市内
		13:00	④不登校児童支援(～17:10)	少年センター
	９日(水)	11:05	⑤不登校児童支援(～17:00)	少年センター
		13:15	小学校との情報交換	少年センター
	１０日(木)	12:25	⑥不登校児童支援(～14:30)	少年センター
	１１日(金)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	１４日(月)	10:30	⑦不登校児童支援(～15:50)	少年センター
		13:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	１５日(火)	10:00	就学支援⑥	市内
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		16:30	個別ケース会議	市内小学校

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
9	１７日(木)	9:00	関係機関等との情報交換	貴生川公民館
		9:20	関係機関等との情報交換	少年センター
		10:10	中学校との情報交換	少年センター
		13:30	⑧不登校児童支援(～16:25)	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	１８日(金)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:15	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	２３日(水)	14:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
	２４日(木)	13:20	滋賀県青少年育成団体関係者等交流研修会	滋賀県庁
		13:40	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	２５日(金)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:30	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
	２８日(月)	9:25	関係機関等との情報交換	少年センター
		10:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		13:10	⑨不登校児童支援(～14:30)	少年センター
		14:45	就学・就労支援(情報交換)	甲賀市役所
		17:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	２９日(火)	10:00	就学支援⑦	市内
		11:50	⑩不登校児童支援(～16:00)	少年センター
	３０日(水)	11:00	⑪不登校児童支援(～14:40)	少年センター
１０	１日(木)	11:10	⑫不登校児童支援(～15:30)	少年センター
	２日(金)	9:50	小学校との情報交換	少年センター
		11:50	中学校との情報交換	少年センター
		18:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	５日(月)	9:30	関係機関等との三者協議	市内関係施設
		11:40	⑬不登校児童支援(～14:20)	少年センター
	６日(火)	10:00	就学支援⑧	市内
		13:30	個別ケース会議	甲賀市役所
	７日(水)	13:15	⑭不登校児童支援(～14:00)	少年センター
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	湖南市
	８日(木)	13:30	生活改善支援イー①（～15:15)	少年センター
		15:30	南部・甲賀青少年育成連絡協議会	南部合同庁舎
	９日(金)	13:30	関係機関等との情報交換	市内関係施設
	１３日(火)	10:00	就学支援⑨	市内

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
10	１４日(水)	10:40	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	①不登校生徒支援(～15:20) 先生引率	少年センター
		11:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:00	学校問題行動対策連絡会議	市内中学校
	１６日(金)	11:15	生活改善支援イー② (～13:15)	少年センター
		15:30	学校・関係機関等との情報交換	少年センター
	２１日(水)	14:00	②不登校生徒支援(～16:00) 先生引率	少年センター
		15:40	生活改善支援アー③	少年センター
	２２日(木)	11:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		11:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:30	甲賀・湖南中高生徒指導連絡協議会	甲西北中学校
	２３日(金)	15:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	２６日(月)	12:35	⑮不登校児童支援(～13:15)	少年センター
	２７日(火)	10:00	就学支援⑩	市内
		14:00	③不登校生徒支援(～16:35) 先生引率	少年センター
	２８日(水)	9:25	⑯不登校児童支援(～10:15)	少年センター
		16:15	生活改善支援アー④ (～17:05)	少年センター
	２９日(木)	11:00	⑰不登校児童支援(～11:15)先生引率	少年センター
		14:00	⑱不登校児童支援(～14:45)先生引率	少年センター
		19:30	「青少年健全育成と人権」講演	鹿深ホール
	３０日(金)	10:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		13:00	生活改善支援イー③ (～14:40)	少年センター
		15:30	関係機関等との情報交換	少年センター
11	４日(水)	12:20	⑲不登校児童支援(～10:35)	少年センター
		13:45	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		13:50	④不登校生徒支援(～16:40) 先生引率	水口中央公民館
		16:15	中学校との情報交換	少年センター
		16:50	生活改善支援アー⑤ (～17:30)	少年センター
	５日(木)	10:20	小学校との情報交換	少年センター
		13:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	６日(金)	10:40	⑳不登校児童支援(～10:55) 先生引率	少年センター
		11:30	中学校との情報交換	少年センター
		14:30	生活改善支援イー④ (～16:10)	少年センター
		15:20	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
	９日(月)	14:30	中学校との情報交換	少年センター
	１０日(火)	10:00	就学支援⑪	市内
		14:00	⑤不登校生徒支援(～16:50) 先生引率	水口中央公民館

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
11	11日(水)	15:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	12日(木)	14:20	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		16:45	高等学校との情報交換	少年センター
	13日(金)	15:10	㉑不登校児童支援(～10:20)	少年センター
		15:20	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	18日(水)	10:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	⑥不登校生徒支援(～16:50) 先生引率	水口中央公民館
		14:00	甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会	甲賀市役所
	19日(木)	16:10	㉒不登校児童支援(～16:20)	少年センター
	20日(金)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会湖南ブロック研修会	栗東市
	24日(火)	17:00	拡大ケース会議	市内小学校
	25日(水)	14:00	⑦不登校生徒支援(～16:40) 先生引率	水口中央公民館
	27日(金)	13:30	令和2年度滋賀県薬物乱用防止教室指導者講習会	滋賀県庁
		14:00	⑧不登校生徒支援(～16:40) 先生引率	水口中央公民館
		14:05	㉓不登校児童支援(～14:45) 先生引率	少年センター
	30日(月)	13:30	甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会	市役所
12	1日(火)	18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	鹿深ホール
	2日(水)	10:00	就学支援⑫	市内
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	高島市
		15:30	生活改善支援アー⑥ (～16:35)	少年センター
		16:10	中学校との情報交換	少年センター
	3日(木)	11:00	中学校との情報交換	少年センター
	4日(金)	10:40	㉔不登校児童支援(～11:10)	少年センター
		14:25	高等学校との情報交換	少年センター
		15:45	生活改善支援イー⑤ (～16:40)	少年センター
	5日(土)	9:30	甲賀市少年補導委員研修会	碧水ホール
	7日(月)	9:40	中学校との情報交換	少年センター
		16:30	ケース会議	市内小学校
	8日(火)	10:10	関係機関等との情報交換	少年センター
	9日(水)	10:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	中学校との情報交換	少年センター
		14:05	関係機関等との情報交換	少年センター
		15:50	生活改善支援アー⑦ (～16:20)	少年センター
	10日(木)	11:55	㉕不登校児童支援(～11:10)	少年センター
		13:20	就学支援⑬	市内
	11日(金)	10:40	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		16:20	関係機関等との情報交換	少年センター

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
12	15日(火)	14:05	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:20	⑨不登校生徒支援(～16:10) 先生引率	水口中央公民館
	16日(水)	14:35	生活改善支援アー⑧ (～15:35)	少年センター
	18日(金)	12:00	高校との情報交換	少年センター
		13:45	生活改善支援イー⑥ (～14:30)	少年センター
		16:00	中学校との情報交換	少年センター
	21日(月)	14:20	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
	22日(火)	14:00	⑩不登校生徒支援(～16:10) 先生引率	水口中央公民館
	23日(水)	13:30	生活改善支援アー⑨ (～15:10)	少年センター
		14:00	中学校との情報交換	少年センター
	24日(木)	16:00	ケース会議	市内中学校
	25日(金)	9:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		15:10	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:30	生活改善支援イー⑦ (～17:40)	少年センター
	28日(月)	15:40	関係機関等との情報交換	少年センター
1	6日(水)	14:35	⑪不登校生徒支援(～16:00) 先生引率	水口中央公民館
	8日(金)	10:50	生活改善支援イー⑧ (～11:35)	少年センター
		14:30	生活改善支援アー⑩ (～15:15)	少年センター
	10日(日)	12:15	成人式式典会場スタッフ	あいこうか市民H 甲南情報交流C
	12日(火)	16:30	中学校との情報交換	少年センター
	14日(木)	10:30	中学校との情報交換	少年センター
	15日(金)	14:10	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
	19日(火)	10:00	就学支援⑭	市内
		14:00	⑫不登校生徒支援(～16:50) 先生引率	水口中央公民館
	20日(水)	10:00	就学支援⑮	市内
		15:05	生活改善支援アー⑪ (～15:40)	少年センター
	21日(木)	16:40	生活改善支援ウー① (～18:15)	水口中央公民館
	26日(火)	13:30	甲賀市少年センター協議会	甲賀市役所
	27日(水)	10:00	甲賀市少年補導委員会活動事業補助金財務審査	少年センター
		14:05	⑬不登校生徒支援(～16:40) 先生引率	水口中央公民館
		17:00	個別ケース会議	甲賀市役所
	28日(木)	9:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	29日(金)	13:30	甲賀市セーフコミュニティ推進協議会	あいこうか市民H
		13:35	高等学校との情報交換	少年センター
		15:15	中学校との情報交換	少年センター

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
1	２９日(金)	15:30	生活改善支援イー⑨（～16:40）	少年センター
	３０日(土)	13:00	青少年育成市民会議研修会	甲南情報交流Ｃ
2	１日(月)	10:45	関係機関等との情報交換	少年センター
	２日(火)	11:45	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	３日(水)	8:45	中学校との情報交換	少年センター
		12:20	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
	４日(木)	10:15	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		11:10	中学校との情報交換	少年センター
		13:55	中学校との情報交換	少年センター
	９日(火)	13:40	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	⑭不登校生徒支援(～16:40) 先生引率	水口中央公民館
		15:40	生活改善支援イー⑩（～16:45）	少年センター
		17:00	中学校との情報交換	少年センター
	１０日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	彦根市
	１７日(水)	9:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		12:40	小学校との情報交換	少年センター
		15:20	生活改善支援アー⑫（～15:45）	少年センター
	２２日(月)	10:00	就学支援⑯	市内
		15:30	甲賀市少年補導委員会臨時三役会	水口中央公民館
	２５日(木)	11:20	関係機関等との情報交換	少年センター
		12:40	中学校との情報交換	少年センター
		13:30	就学支援⑰	市内
		16:30	関係機関等との情報交換	水口中央公民館
	２６日(金)	8:35	市外中学校との情報交換	少年センター
		16:10	生活改善支援アー⑬（～17:00）	少年センター
3	１日(月)	17:00	中学校との情報交換	少年センター
	３日(水)	13:50	中学校との情報交換	少年センター
	１０日(水)	9:40	生活改善支援イー⑪（～10:40）	少年センター
		14:00	⑮不登校生徒支援(～17:00) 先生引率	水口中央公民館
		14:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:30	中学校との情報交換	少年センター
	１２日(金)	13:00	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
	１５日(月)	16:15	学校問題行動対策会議	市内小学校
	１６日(火)	10:00	市外高等学校との情報交換	少年センター
	１７日(水)	11:10	生活改善支援アー⑭（～12:00）親同伴	少年センター
	１８日(木)	9:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		10:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
3	１８日(木)	11:00	施設訪問(情報交換)	市内施設
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		17:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	１９日(金)	10:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:00	生活改善支援ウー② (～16:40)	水口中央公民館
	２３日(火)	14:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会会計監査	湖南市少年Ｃ
	２９日(月)	9:55	生活改善支援イー⑫ (～10:40)	少年センター
		10:00	就学支援⑱	市内
	３１日(水)	10:00	関係機関等との情報交換	保護司サポートＣ

○主な内容(前年度回数)

・学校訪問(市内小・中・高・施設、市外高等学校等)：81(65)回　・不登校児童支援：25(0)回

・不登校生徒支援：15(0)回　・就学支援(通信制高)：18(０)回　・関係機関等会議・研修会等：31(69)回

・生活改善支援：28 回(０)・・※対象少年３人

・学校問題行動対策会議、個別ケース会議等：14(30)回

※前年度は市内中学校における学校支援回数を含みます。

・関係機関等(保護司、民生児童委員、警察、学校教育課、市家庭児童相談室等)情報交換：121(35)回

R3.1.26 センター協議会

資料４

令和３年度 少年センター活動状況（４～９月）

（１）街頭補導活動

年度	巡回補導延べ回数 （内補導委員会計画）	活動 延べ人数	補導少年
R３	６７回（13回）	２０３人	５１人
R２	８０回（12回）	１８６人	７１人

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策が継続されたことから、実施日数・補導少年数とも、前年度同時期で減少しています。以前のように大型量販店や公園での集団化は減少しているものの、一部の少年宅に集まるなど、少年たちの行動把握がより難しくなってきています。また、ＳＮＳを介した他市町・他校生とのつながりも増加傾向にあります。

●少年センターが主体となった巡回補導

※合同街頭補導(少年補導委員会・関係機関等)については、今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策で現地集合・現地解散・短時間実施としました。また、４月以降、合同街頭補導対象のイベントは、すべて中止となりました。

※「愛の一声」：犯罪行為や不良行為ではないが、非行の芽・兆候が見られる少年に予防的な意味合いで行う声かけをいいます。　[小：小学生 中：中学生 高：高校生 有：有職少年 無：無職少年](内女子)

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
4	５日(月)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等 ※中：４
		19:10	センター巡回補導	水口町内量販店、甲南町内公園等
	８日(木)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等
		19:20	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１２日(月)	15:10	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１６日(金)	16:10	センター巡回補導	水口町内公園等 ※中：３
	~~１９日(月)~~	~~19:30~~	~~合同街頭補導~~	**水口曳山祭宵宮 中止**
	２６日(月)	9:20	センター巡回補導	甲南町内公園等
		14:20	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	２７日(火)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	３０日(金)	13:45	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
5	６日(木)	15:15	センター巡回補導	信楽町内量販店、駅等
	１０日(月)	10:35	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１２日(水)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※中：６(２)
		19:20	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	１７日(月)	10:10	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１８日(火)	9:10	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、駅等
	２０日(木)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等
		19:20	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	２４日(月)	14:40	合同街頭補導	信楽駅、信楽中下校時見守り・声かけ等 ※中：２
	２６日(水)	15:15	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
	２７日(木)	9:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
6	１日(火)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	備　　考
6	１日(火)	19:10	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	２日(水)	15:00	センター巡回補導	甲南町内公園、水口町内駅駐輪場等
	３日(木)	9:00	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	８日(火)	15:20	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１７日(木)	15:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１８日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※小:１(１)中:２(２)高:３(３)
		19:20	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	２１日(月)	11:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
	２３日(水)	14:30	合同街頭補導	信楽中下校時声かけ見守り活動　※中：３
		15:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	２４日(木)	13:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	２９日(火)	10:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
		14:50	センター巡回補導	水口町内公園等
	３０日(水)	8:30	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
7	１日(木)	10:20	センター巡回補導	甲南町内公園等
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店 ※高：２(２)
		19:10	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	５日(月)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	~~７日(水)~~	~~18:00~~	~~合同街頭啓発活動~~	**矢川神社七夕まつり 中止**
		~~19:30~~	~~合同街頭補導~~	**矢川神社七夕まつり 中止**
	８日(木)	18:30	合同街頭補導	土山町内量販店、コンビニ店等
		19:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	１５日(木)	17:20	センター巡回補導	甲南町内公園等
	１６日(金)	15:45	センター巡回補導	水口町内公園等
	１９日(月)	14:20	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	~~２３日(金)~~	~~18:00~~	~~合同街頭補導~~	**大原祇園宵宮 中止**
	~~２４日(土)~~	~~20:00~~	~~合同街頭補導~~	**しがらき火まつり 中止**
	~~２５日(日)~~	~~18:30~~	~~合同街頭補導~~	**田村神社万灯祭 中止**
	２６日(月)	10:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
		13:30	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	２８日(水)	14:00	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等 ※中：１　その他学生：２
	２９日(木)	14:20	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
		17:25	センター巡回補導	甲南町内公園等
8	２日(月)	13:25	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※高：５(1) 無：１
	３日(火)	14:50	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	６日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	備　　考
8	６日(金)	19:20	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
	~~１６日(月)~~	~~19:30~~	~~合同街頭補導~~	杣川夏祭り　中止
	~~１７日(火)~~	~~18:30~~	~~合同街頭補導~~	中止
		~~19:20~~	~~センター巡回補導~~	中止
	~~２１日(土)~~	~~18:00~~	~~合同街頭啓発活動~~	甲賀流にんにん大花火　中止
		~~19:30~~	~~合同街頭補導~~	甲賀流にんにん大花火　中止
	２３日(月)	14:00	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等　※中：１１(７)
	~~２４日(火)~~	~~18:30~~	~~合同街頭補導~~	中止
		~~19:20~~	~~センター巡回補導~~	中止
9	１日(水)	14:30	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	~~２日(木)~~	~~18:30~~	~~合同街頭補導~~	中止
		~~19:20~~	~~センター巡回補導~~	中止
	１３日(月)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	１５日(水)	15:20	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等　※中：１
	~~１６日(木)~~	~~18:30~~	~~合同街頭補導~~	中止
		~~19:20~~	~~センター巡回補導~~	中止
	１７日(金)	15:00	県下一斉巡回補導	水口町内量販店等　※中：５　有１(１)
	~~２１日(火)~~	~~15:30~~	~~合同街頭補導~~	中止
		~~16:20~~	~~センター巡回補導~~	中止

（２）少年相談受理状況　　相談件数延べ７３４件　（前年度同期　延べ７５９件）

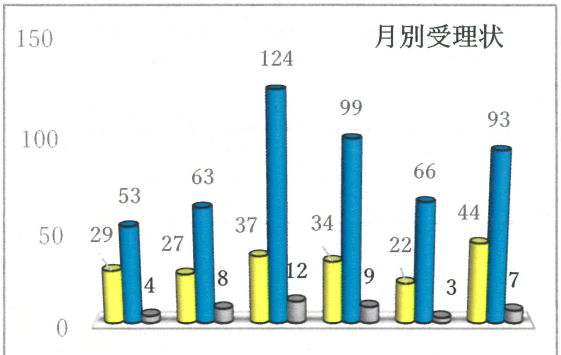

	4月(86)	5月(98)	6月(173)	7月(142)	8月(91)	9月(144)
面談等	29	27	37	34	22	44
電話	53	63	124	99	66	93
メール	4	8	12	9	3	7

相談者(延べ数)	４月	５月	６月	７月	８月	９月
本　　人(201)	３４	３８	３６	３５	２２	３６
家　　庭(138)	２２	１５	４０	２９	１８	１４
学　　校(208)	１２	１９	６０	３１	２８	５８
他機関等(187)	１８	２６	３７	４７	２３	３６
対象少年(延べ数)	**４月**	**５月**	**６月**	**７月**	**８月**	**９月**
小 学 生(53)	1	5	２１	１０	7	9
中 学 生(175)	１５	１９	３１	３０	２７	５３
高 校 生(310)	３９	４２	９７	４７	３６	４９
学生その他(８)	6	0	0	2	0	0
有職少年(172)	２３	２８	１７	５１	２０	３３
無職少年(16)	2	4	7	2	1	0

相談件数は前年度同時期に比べますと、若干、減少していますが、前年度に引き続き、学校ならびに他機関等の相談が全体の 50%以上を占める結果が出ています。また、家庭からの相談件数は、延べ 138 件で前年度の約 2 倍(65 件)になりました。対象少年別では、高校生 310 件、続いて中学生 175 件、有職少年 172 件と続き、高校生と中学生の合計(485 件)が、前年度の小学生・中学生・高校生の合計(456 件)を上回りました。

※行為別相談内容(４～９月)

非　行　相　談													
類型	盗癖 窃盗	暴力 行為	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	飲酒	喫煙	家出	深夜 はいかい	金銭 乱費	道交法 違反	怠学	累計
R３	５５	7	3	６７	0	3	9	4	0	0	１０	0	１５８
R２	１２	１５	２４	３９	１２	0	0	１０２	3	4	１１	0	２２２
増減	４３	－８	－２１	２８	－１２	3	9	－９８	－３	－４	－１	0	－64

※「道交法違反」・・暴走行為をする者と行動を共にする行為に関する相談も含みます。

非　行　相　談　以　外　の　相　談														
類型	不登校	学校 学業	就職 仕事	家庭	しつけ 生活	交友	性	発達 障害	心の病	健康 身体	いじめ	虐待	その他	累計
R３	３４	９１	２３	4	３７９	１５	2	0	2	3	3	5	１５	５７６
R２	６８	７１	３９	0	２７６	３６	1	１３	0	0	4	１８	１１	５３７
増減	－３４	２０	－１６	4	１０３	－２１	1	－１３	2	3	－１	－１３	4	３９

※「しつけ・生活」・・保護者等のしつけ・生活行動に関する相談(生活改善支援等含む)をいいます。

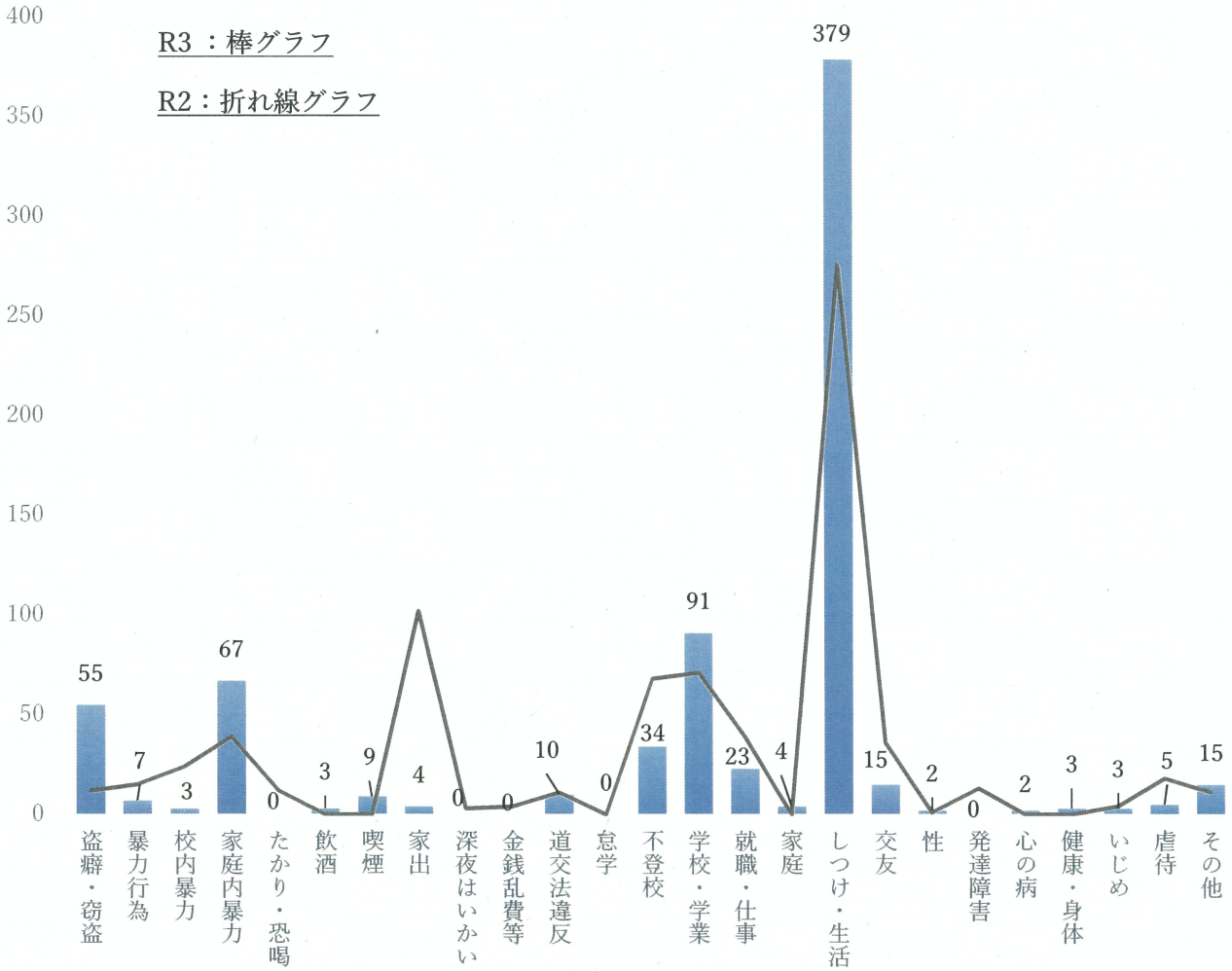

非行相談の「盗癖・窃盗」延べ 55 件(前年同期比 4.6 倍)、「家庭内暴力」延べ 67 件(前年同期比 1.7 倍)と増加していますが、これは中学生による窃盗問題相談、高校生による家庭内暴力相談が持ち込まれたものです。

（3）環境浄化活動

月	日（曜日）	時間	事業内容	備　　考
4	２６日(月)	19:00	有害図書等立入調査	書店(１店舗)
5	２５日(火)	13:40	有害図書等立入調査	コンビニ店(６店舗) DVD 等取扱店(１店舗) 書店(１店舗)　陳列指導(５店舗) 包括指定該当図書４冊購入
6	２４日(木)	13:30	有害図書等立入調査	コンビニ店(３店舗) 陳列指導(1 店舗) 包括指定該当図書２冊購入
7	８日(木)	18:30	有害図書等立入調査	量販店(1 店舗) コンビニ店(1 店舗) 陳列指導(1 店舗) 包括指定該当図書１冊購入
	２７日(火)	14:00	有害図書等立入調査	量販店(1 店舗) コンビニ店(7 店舗) 陳列指導(3 店舗) 包括指定該当図書４冊購入
8	２３日(月)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店(4 店舗) DVD 等取扱店(１店舗) 量販店(1 店舗) 陳列指導(3 店舗) 包括指定該当図書３冊購入

※その他、青少年に有害な環境に関しての資料、情報の収集を行い、青少年を取り巻く地域環境の把握と有害環境の浄化を図るための活動を実施。

（4）街頭啓発活動等

月	日（曜日）	時間	事　業　内　容	場　所
4	９日(金)	18:00	「音声放送番組」少年センターについて	あいコムこうか
	—		広報紙「少年センターだより」発行	区・自治会長、関係機関等
5	１４日(金)	18:00	「音声放送番組」 不正大麻・けし撲滅運動の実施について	あいコムこうか
	—		広報紙「少年補導委員会だより」発行	組回覧・関係機関等
6	１１日(金)	18:00	「音声放送番組」 ネット社会の危険から子どもたちを守るために！	あいコムこうか
	２５日(金)	9:30	「誘拐防止教室」ペープサート劇	土山小学校
	—		広報紙「少年センターだより」発行	区・自治会長、関係機関等
7	１～３１日		「青少年の非行・被害防止強調月間」啓発用品配布	関係機関・団体等
	９日(金)	9:30	「薬物乱用防止教室」①	甲南第一小学校
		10:40	「薬物乱用防止教室」②	甲南第一小学校
		18:00	「音声放送番組」青少年の非行・被害防止強調月間	あいコムこうか
	１６日(金)	13:35	「薬物乱用防止教室」	大野小学校
	—		広報紙「少年センターだより」発行	区・自治会長、関係機関等
8	１３日(金)	18:00	「音声放送番組」ネット依存とゲーム依存について	あいコムこうか
9	~~6 日(月)~~	~~9:35~~	~~「薬物乱用防止教室」①~~　延期	~~水口小学校~~

月	日（曜日）	時間	事　業　内　容	場　所
9	~~6日(月)~~	~~10:40~~	~~「薬物乱用防止教室」②　延期~~	~~水口小学校~~
	１０日(金)	18:00	「音声放送番組」甲賀市少年センターが行う青少年を取り巻く有害環境浄化活動について	あいコムこうか

（５）各種会議、研修会、学校訪問等

※新型コロナの感染症の拡大状況から、各種会議・研修会等の一部が中止になりました。

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
4	１日(木)	14:10	生活改善支援ア(～14:50)※前年度から継続	少年センター
	２日(金)	10:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		16:00	生活改善支援ウ(～16:40)※前年度から継続	水口中央公民館
	１２日(月)	13:45	生活改善支援イ(～15:00)※前年度から継続	少年センター
		14:30	中学校との情報交換	少年センター
	１３日(火)	13:20	関係機関等との情報交換	少年センター
		18:30	甲賀市少年補導委員会第１回定例幹事会	鹿深ホール
	１４日(水)	14:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会	大津市北部地域文化Ｃ
		14:05	不登校生徒支援ア※先生引率(～17:00) ※前年度から継続	水口中央公民館
	１５日(木)	16:10	生活改善支援ウ(～17:20)	水口中央公民館
	２０日(火)	10:00	就学支援※前年度から継続	市内
		14:40	中学校との情報交換	少年センター
		20:00	土山地区少年補導委員会	土山中央公民館
	２２日(木)	11:10	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	少年補導センター・あすくる職員研修会	滋賀県庁
	２４日(土)	9:30	甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員功労者表彰式・甲賀市少年補導(委)員会総会・研修会	あいこうか市民ホール
	２６日(月)	11:45	高等学校との情報交換	少年センター
	２７日(火)	10:00	就学支援	市内
		10:00	高等学校等との情報交換	少年センター
		10:45	中学校との情報交換	少年センター
		10:50	関係機関等との情報交換	水口中央公民館
	２８日(水)	13:00	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
		15:45	生活改善支援イ(～16:30)	少年センター
	３０日(金)	9:20	関係機関等との情報交換	少年センター
5	６日(木)	15:40	生活改善支援ウ(～16:00)	水口中央公民館
	７日(金)	14:05	不登校生徒支援ア※先生引率(～16:30)	水口中央公民館
		16:15	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		19:30	水口地区少年補導委員会	鹿深ホール
	１０日(月)	16:40	中学校との情報交換	少年センター

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
5	１３日(木)	17:00	個別ケース会議	市内高等学校
		20:00	甲賀地区少年補導委員会	かふか生涯学習館
	１４日(金)	19:30	信楽地区少年補導委員会	信楽中央公民館
	１８日(火)	11:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	１９日(水)	13:30	~~立入調査員研修会~~ 中止	~~滋賀県庁~~
		14:50	高等学校との情報交換	少年センター
	２０日(木)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	２１日(金)	15:45	生活改善支援ウ(～16:40)	水口中央公民館
	２４日(月)	9:20	関係機関等との情報交換	少年センター
		10:15	関係機関等との情報交換	水口中央公民館
		11:15	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	２５日(火)	10:00	就学支援	市内
		13:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	２６日(水)	10:00	就学支援	市内
		10:20	関係機関等との情報交換	少年センター
		13:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		15:40	就学支援	市内
	２７日(木)	10:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		11:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校等
		15:00	高等学校等との情報交換	少年センター
		16:30	個別ケース会議	市内小学校
	２８日(金)	9:10	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		9:45	施設訪問(情報交換)	市内施設
		~~19:30~~	~~甲南地区少年補導委員会~~ 中止	~~甲南公民館~~
	３１日(月)	13:25	関係機関等との情報交換	少年センター
		13:50	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
6	１日(火)	9:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		10:40	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校等
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	２日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	守山市商工会議所
	３日(木)	9:30	夢の学習「市民講座」講演	鹿深ホール
		13:40	学校訪問(情報交換)	市内小学校

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
6	3日(木)	14:20	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	4日(金)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:00	中学校との情報交換	少年センター
		14:10	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	7日(月)	9:50	関係機関等との情報交換	水口中央公民館
		11:45	中学校との情報交換	少年センター
	8日(火)	11:00	高等学校等との情報交換	少年センター
		13:15	就学支援	市内
	9日(水)	10:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		14:15	不登校生徒支援ア※先生引率(～16:30)	水口中央公民館
	10日(木)	14:45	関係機関等との情報交換	少年センター
	11日(金)	10:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校等
		11:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		13:50	学校訪問(情報交換)	市外高等学校等
		15:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		15:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		19:30	土山地区少年補導委員会防犯教室講習会	土山中央公民館
	14日(月)	11:00	高等学校等との情報交換	少年センター
		16:30	個別ケース会議	市内高等学校
	15日(火)	9:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		9:50	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		10:50	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		11:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		13:50	高等学校等との情報交換	少年センター
		14:00	不登校生徒支援ア※先生引率(～16:30)	水口中央公民館
	16日(水)	9:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		9:50	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		10:50	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:00	無職少年対策指導員研修会	能登川コミュニティC
		14:10	生活改善支援イ(～15:00)	少年センター
	17日(木)	8:55	関係機関等との情報交換	少年センター
		9:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		10:15	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		11:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		13:30	関係機関等との情報交換	少年センター

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
6	１７日(木)	13:40	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		18:20	市外高等学校等との情報交換	少年センター
		20:00	甲賀地区少年補導委員会	かふか生涯学習館
	１８日(金)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	１９日(土)	10:30	甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議総会	水口福祉センター
	２１日(月)	8:55	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		10:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		10:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:50	関係機関等との情報交換	少年センター
	２２日(火)	10:00	就学支援	市内
		~~13:00~~	~~青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進会議~~ 中止	~~滋賀県庁~~
		14:00	第２回甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	水口高等学校
	２３日(水)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	~~２５日(金)~~	~~14:50~~	~~児童健全育成協議会~~ 中止	~~貴生川小学校~~
	２８日(月)	11:10	高等学校等との情報交換	少年センター
		14:00	甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会	甲賀市役所
	２９日(火)	14:30	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
	３０日(水)	14:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:00	生活改善支援イ(～16:45)	少年センター
7	２日(金)	14:00	湖南市・日野町・甲賀市少年センター合同会議	水口中央公民館
		15:35	関係機関等との情報交換	少年センター
	５日(月)	11:05	高等学校等との情報交換	少年センター
		13:30	中学校との情報交換	少年センター
	６日(火)	9:30	高等学校等との情報交換	少年センター
		10:00	非行防止・環境浄化対策連絡会議	滋賀県庁
	１２日(月)	10:00	就学支援	市内
		11:50	中学校との情報交換	少年センター
		12:45	中学校との情報交換	少年センター
		13:30	関係機関等との情報交換	水口中央公民館
		16:30	個別ケース会議	市内小学校
	１３日(火)	14:00	甲賀・湖南中高生徒指導連絡協議会	甲南中学校
		18:30	甲賀市少年補導委員会第２回定例幹事会	鹿深ホール
	１４日(水)	10:00	中学校との情報交換	少年センター
		14:00	関係機関等との情報交換	甲賀市役所
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
7	１５日(木)	10:30	施設訪問(情報交換)	市内施設
		14:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市外中学校
	１６日(金)	9:10	関係機関等との情報交換	少年センター
		11:00	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	１９日(月)	13:00	関係者等との情報交換	少年センター
	２０日(火)	13:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	２１日(水)	10:10	高等学校との情報交換	少年センター
		11:00	高等学校等との情報交換	少年センター
		16:30	個別ケース会議	水口中央公民館
	２６日(月)	14:00	南部・甲賀青少年育成連絡協議会	南部合同庁舎
	２８日(水)	10:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	３０日(金)	9:30	関係機関等との情報交換	少年センター
8	４日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	鹿深ホール
		16:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	５日(木)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	１０日(火)	13:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	１７日(火)	16:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	１８日(水)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	１９日(木)	12:55	関係機関等との情報交換	少年センター
	２４日(火)	10:00	就学支援	市内
		13:35	生活改善支援ウ(～14:35)	水口中央公民館
	２６日(木)	9:40	関係機関等との情報交換	少年センター
		13:55	中学校との情報交換	少年センター
	２７日(金)	8:40	中学校との情報交換	少年センター
		10:00	個別拡大ケース会議	あいこうか市民H
		14:10	関係機関等との情報交換	少年センター
	３０日(月)	10:00	就学支援	市内
	~~３１日(火)~~	~~18:30~~	~~甲賀市少年補導委員会第３回定例幹事会~~ 延期	~~鹿深ホール~~
9	２日(木)	14:50	中学校との情報交換	少年センター
	６日(月)	9:35	高等学校等との情報交換	少年センター
	~~７日(火)~~	~~14:00~~	~~甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会~~ 中止	~~水口高等学校~~
	８日(水)	14:00	不登校生徒支援ア※先生引率(～16:50)	水口中央公民館
	１０日(金)	15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	１３日(月)	11:20	関係機関等との情報交換	少年センター
		11:30	高等学校等との情報交換	少年センター
	１５日(水)	11:00	関係機関等との情報交換	甲賀市役所

月	日(曜日)	時間	事　業　内　容	場　所
9	１５日(水)	13:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	１６日(木)	16:00	高等学校との情報交換	少年センター
		9:45	関係機関等との情報交換	少年センター
		10:10	関係機関等との情報交換	少年センター
		13:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:30	生活改善支援イ(～17:15)	少年センター
	２１日(火)	18:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	２２日(水)	10:10	関係機関等との情報交換	少年センター
		13:50	中学校との情報交換	少年センター
		17:25	不登校生徒支援イ	関係機関施設
	２４日(金)	13:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	~~２５日(土)~~	~~13:00~~	~~滋賀県少年補導センター連絡協議会研修大会~~ 中止	~~大津市生涯学習C~~
	２７日(月)	14:00	学んでいコウカ代表者会議	甲賀市役所
		16:30	中学校との情報交換	少年センター
	２８日(火)	10:35	関係機関等との情報交換	少年センター
	２９日(水)	~~9:00~~	~~甲賀市少年補導委員会管外研修~~ 中止	~~滋賀県警機動航空隊~~
		17:25	不登校生徒支援イ	関係機関施設
	３０日(木)	16:30	ケース会議	市内中学校

4.13 少年補導委員会定例幹事会

4.14 滋賀県青少年補導センター連絡協議会

4.22　少年補導センター・あすくる職員研修会

4.24 甲賀市少年補導(委)員会総会

資料5

○甲賀市少年センター条例

平成17年6月24日
条例第44号

（設置）
第1条　少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。
（名称及び位置）
第2条　少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸1番10号

（事業）
第3条　少年センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　少年の健全育成に関すること。
(2)　少年相談に関すること。
(3)　少年支援に関すること。
(4)　少年の非行防止に関すること。
(5)　少年補導に関すること。
(6)　有害環境の浄化に関すること。
(7)　情報・資料の収集及び整理に関すること。
(8)　その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業
（協議会）
第4条　教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
2　協議会は、委員15人以内で組織する。
3　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
(1)　少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　関係教育機関の職員
(4)　教育委員会が指名する職員
(5)　その他教育委員会が適当と認める者
4　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5　委員は、再任されることができる。
6　前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。
（職員）
第5条　少年センターに、所長その他必要な職員を置く。
（委任）
第6条　この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付　則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付　則（平成25年条例第36号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料6

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成17年6月30日
教育委員会規則第16号

（趣旨）
第1条　この規則は、甲賀市少年センター条例（平成17年甲賀市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
（分掌事務）
第2条　甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）において所掌する事務は、次のとおりとする。
(1)　条例第3条に掲げる事業の企画実施に関すること。
(2)　甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
(3)　甲賀市少年補導委員（以下「少年補導委員」という。）に関すること。
(4)　関係機関との連絡調整に関すること。
(5)　少年センターの管理に関すること。
(6)　少年センターの庶務に関すること。
（協議会の会長）
第3条　協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
（協議会の会議）
第4条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（協議会の運営）
第5条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
（相談業務）
第6条　条例第3条第2号に掲げる相談業務（以下「相談業務」という。）の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。
2　相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。
(1)　土曜日及び日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日
(3)　12月29日から翌年1月3日まで
（少年補導委員）
第7条　少年センターに少年補導委員を置く。
2　少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。
3　少年補導委員の定数は、79人以内とする。
4　少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5　少年補導委員は、再任することができる。
（少年補導委員の任務）
第8条　少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。
(1)　少年の保護及び少年補導
(2)　非行少年等の早期発見及び継続補導
(3)　少年をめぐる有害環境の浄化
(4)　非行防止のための地域社会に対する啓発
(5)　非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整
(6)　前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項
（少年補導委員の服務）
第9条　少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2　少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。
3　少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証(別記様式)を携帯しなければならない。
(専決事項)
第10条　所長は次に掲げる事項を専決することができる。
(1)　少年センターの事業の企画実施に関すること。
(2)　少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項
(公印)
第11条　少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称	ひな形	書体	寸法(ミリメートル)	用途
甲賀市少年センター所長	甲賀市 少年セン ター所長	れい書	方21	所長名をもって発する文書用

2　公印の取扱いについては、甲賀市公印規則(平成16年甲賀市規則第10号)の規定を準用する。
(その他)
第12条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。
付　則
この規則は、平成17年7月1日から施行する。
付　則(平成18年教委規則第11号)
(施行期日)
1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。
付　則(平成26年教委規則第8号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
別記様式(第9条関係)

別記様式(第9条関係)

甲賀市少年補導委員証

(表面)

第　　号

甲賀市少年補導委員証

写真

氏名

生年月日

任期　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

年　　月　　日交付

甲賀市教育委員会 印

(裏面)

注意事項

1　本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。

2　本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。

3　本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

4　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5　退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。